

三番目

5、十一月二十六日朝申請したる積戻費十名を朝申請するは

積戻費申請書

申請書中元費戻支給

積戻費申請書

積戻費申請書

1、積戻費申請の朝申請書に於ては、積戻費申請書の提出を命ぜられた人夫は十一月二十九日全九州同盟會

十、積戻費申請書の提出

積戻費申請書の提出

積戻費申請書の提出

積戻費申請書の提出

積戻費申請書の提出

十一月二十六日日本労働組合連合会（労働組合）人夫中十名

法人 労働組合 福岡出張所

法人 労働組合 福岡出張所

附 帶 條 件

- 1、本争議に付犠牲者を出さざること
- 2、争議中の日給金額支給されたこと
- 3、争議中の費用は全額會社負擔のこと

十、経 過

出勤停止を命ぜられた人夫は十一月二十九日全九州同盟會の應援を得て翌三十日朝出勤の途中を擁し人夫約六十名を勸誘して罷業を決定し八幡市彌生町の日鐵従業員組合事務所に集合協議の結果要求書を作成し同日の夕刻九聯幹部並争議團員代表四名が會社を訪問したるも工場長不在の爲工務部長に面會して要求書を提出し明日午前九時再度訪問することを約して引揚げた。

十二月一日朝争議團は出勤前の未参加人夫の各自宅を訪問